

第6号議案

令和9年度全国高等学校総合体育大会 東京都高校生活動推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会会則第11条第2項の規定に基づき、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都高校生活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進委員会は、高校生等が「支える・応援する」立場から令和9年度全国高等学校総合体育大会の企画・準備・運営に携わることで、大会の成功を実感し豊かな人間関係を築くとともに、高校生同士の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 活動計画を検討し、作成すること。
- (2) 広報活動、応援活動、おもてなし活動等を推進すること。
- (3) その他、推進委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進委員会は、都内にある次の学校に在籍する生徒等で組織する。

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校後期課程
- (3) 特別支援学校高等部
- (4) 高等専門学校

2 推進委員会の委員（以下「委員」という。）は、公募する。

3 推進委員会に、委員長1名、副委員長2名及び委員を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、推進委員会を代表し、前条に規定する事業を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する順位により、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 令和7年度卒業予定者は、令和8年3月31日まで
- (2) 令和8年度卒業予定者は、令和9年3月31日まで
- (3) 令和9年度以降卒業予定者は第2条に規定する目的が達成されるまで

(班)

第6条 推進委員会に、広報活動班、応援活動班及びおもてなし活動班の3班を置く。

2 前項で規定する広報活動班は広報活動を、応援活動班は応援活動を、おもてなし活動はおもてなし活動の企画及び運営をそれぞれ行う。

3 各班の活動は、必要に応じて令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局（以下「都実行委員会事務局」という。）が招集する。

4 すべての委員は、自らが希望する班に所属し、活動する。

5 第1項で規定する各班に、班長1名、副班長2名及び班員を置き、班長及び副班長は、各班に属する班員から選任する。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、都実行委員会事務局が処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、都実行委員会事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。